

中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】

～中心市街地活性化推進委員会報告書～

I. 現状評価・課題

1. 現状評価

- 平成10年の法施行以来、中心市街地の都市機能増進及び経済活力向上を総合的、一体的に推進
- 平成18年の法改正では、
 - ①内閣総理大臣による基本計画認定制度の創設
 - ②都市福利施設整備と居住環境向上の施策の追加等を措置
- しかし、法改正後7年が経過した現在、
 - ①目標達成状況は芳しくない※指標達成率29%
 - ②認定市街地の人口シェアは低下
 - ③中心市街地の事業所数、販売額等は減少

2. 今後の課題

- 投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まず民間事業活動は停滞
- 計画策定市町村は減少
※平成18年改正前606市町村→改正後117市町村
- 実態に即した更なる取組が必要
- 実施体制が脆弱

II. 基本的な方向性

1. 目指すべき方向

①中心市街地活性化の意義

- 地方都市全体の活力向上の取組の一環として、当該市町村全体やその周辺地域を含めた「まち」全体の活性化を考えること
- 都市政策、産業政策等を総合的、一体的に推進

②中心市街地活性化の基本理念の共有

- 地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点
- 目指すべき中心市街地の在り方(基本理念)を地域関係者で共有

2. 地方自治体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- 理念等の共有や各取組を総括、コーディネートし、イニシアティブを発揮していくべきは市町村
- 地域の特色を活かしたビジョンを策定し事業を計画的、着実に実施

3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～

- 事業者は理念等に配慮して事業活動を行うことや地方自治体や国の施策の実施に必要な協力を行うことを期待

4. 国の役割 ～府省連携等～

- 中心市街地活性化、ひいては地方都市再興のため、中心市街地施策のみでなく、都市構造全体、公共交通等の取組と連携(府省連携)して総合的、一体的に施策を推進

Ⅲ. 具体的な施策の方向性

1. 認定市町村の裾野拡大

- 特に「小さなまち」については、既存のストックがあれば、4事項※の内、特定の事項に新たな事業がなくても積極的かつ柔軟に認定【基本方針改正】

※基本計画の「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」の4事項

2. 地域実態に即した柔軟な区域設定

- 都市の中に社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点が複数ある場合は、複数の拠点を一体として認定※

【基本方針改正】

※複数の拠点間が公共交通ネットワーク等で密接に繋がっていること等が前提

3. 広域的な調整

- 都道府県は、市町村の求めに応じて、条例等の活用により積極的に広域的な調整を行うことが望ましい

【基本方針改正】

4. 波及効果が大きい事業への重点支援

- 地元住民等の強いコミットメントがあり、周辺地域の経済活力をも向上させる波及効果が大きい事業を国が認定し、集中的に支援

【法改正、予算・税制措置】

5. 実施体制の強化

①中心市街地活性化協議会の機能強化

- 市町村は中心市街地活性化協議会による、基本計画作成及び見直しの意見を尊重【基本方針改正】

②まちづくり会社等の強化

i)事業性確保

- まちづくり会社等が行う商業の活性化に資する事業を国が認定し、当該事業を行う者の信用度を増し、事業実施に伴う地権者等との交渉や資金調達等を円滑に進められる環境を整備【法改正等】

ii)まちづくり人材確保

- まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、まちづくり人材を育成するとともに、人材の掘り起こしを行い、人材市場を整備し、地域とのマッチングを図る【予算措置】

③住民参加

- 住民の主体的な取組等を引き出す「コミュニティ・デザイナー」といった外部人材の育成等を支援【予算措置】

6. 計画目標、評価指標、フォローアップ(PDCA)の運用改善

- 地域の実情に即した独自の評価指標を自ら考え、設定
- 通行量等基礎データについては毎年把握し評価
- 認定基本計画は原則毎年フォローアップし、協議会機能を活用しPDCAを徹底【基本方針改正】

※都市構造全体・公共交通等の取組との連携

- 都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を推進【関係法改正】